

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成19年9月7日
【事業年度】 第57期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）
【会社名】 株式会社エクセディ
【英訳名】 EXEDY Corporation
【代表者の役職氏名】 取締役社長 清水 春生
【本店の所在の場所】 大阪府寝屋川市木田元宮1丁目1番1号
【電話番号】 (072)822-1152
【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 政岡 久泰
【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区岩本町2丁目17番2号DBS東京
【電話番号】 (03)3862-2771(代表)
【事務連絡者氏名】 東京営業所長 延藤 勝
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜1丁目8番16号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月27日に提出いたしました第57期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は _____ を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

(1) ～ (7) 〈省略〉

(8) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

（訂正後）

(1) ～ (7) 〈省略〉

(8) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

① 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の定めにより、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

② 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の定めにより、取締役会の決議によって、中間配当を実施することができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(9) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。